

平成28年10月1日施行

# 改正 犯罪収益移転防止法

顔写真のない  
本人確認書類は？

マネー・ローンダリング、  
テロ資金供与防止のため

**“取引時の確認方法”等が  
改正されます。**  
ご協力、お願いします。

2種類提示を  
してもらうなどの  
対応が必要です！

## ① “顔写真のない”本人確認書類<sup>※</sup> について

健康保険証 国民年金手帳 児童扶養手当証書 母子健康手帳 など

「健康保険証」等の顔写真のない本人確認書類を使用する場合は、提示に加え、その他の書類の提示を行うなど、追加の対応が必要です。

## ② 法人の“実質的支配者”について

“議決権の保有その他の手段”により、当該法人を支配する「自然人」まで遡って確認します。

## ③ 法人の“取引担当者の確認” について

取引担当者が“正当な取引権限を持っていること”の確認に、「社員証」は使えず委任状等が必要になります。  
また、「登記事項証明書」は、取引担当者が“代表権を有する場合のみ”使用できます。

また、以下の取引についても改正がありますのでご協力をお願いします。

- ・ マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引についても取引時確認が必要となります。
- ・ 1回当たりの取引の金額を減少させるために、取引を分割したことが一見して明らかである場合についても取引時確認が必要となります。
- ・ 外国の重要な公的地位にある者等との取引がハイリスク取引に追加されます。

※ハイリスク取引とはマネー・ローンダリングのリスクが高い取引のことを指します。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況も確認が必要です（司法書士等士業者を除く）。

## 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認についてのご協力をお願い

平成25年4月1日からマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等のほかに取引を行う目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認（取引時確認）させていただいておりますが、平成28年10月1日から新たに、確認が必要となる取引や確認事項が追加されることとなりました。

何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

### お客さまへの確認（取引時確認）が必要な主なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④ 融資取引 等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

### お客さまに確認させていただく事項（◎：平成28年10月1日からの追加確認事項）

	確認事項	主な確認書類（原本をお持ちください）
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ◎個人番号カード 等 ◎顔写真の無い本人確認書類（健康保険証、年金手帳等）の場合、別の本人確認書類、公共料金の領収書等の提示が必要になります。
	職業・取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	（ご本人以外の方が来店された場合）来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ◎個人番号カード 等 ※上記に加え、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
法人のお客さま	名称・本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康保険証 ○在留カード ◎個人番号カード 等 ◎今回より社員証等は使えなくなりますので、委任状または、電話により取引権限の有無を確認させていただきます。
	事業の内容	○登記事項証明書 ○定款 等
	取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	◎実質的支配者の方の氏名・住所・生年月日	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。 ◎法人の議決権の25%超を直接または間接に保有している方の氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

- ・ 過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・ 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や、◎外国政府等において重要な公的地位にある方は、過去に確認させていただいたお客さまについても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・ お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・ 上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・ 確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合は、お取引のある信用組合までお申し出ください。
- ・ 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により禁じられております。
- ・ 詳しいことは、信用組合の窓口等にお問い合わせください。

石川県医師信用組合

TEL : 076-239-0126